

2015年4月3日

MMSニュース

吉富薬品株式会社

No.124

「精神科医療情報総合サイトe-らぽ〜る <http://www.e-rapport.jp/>」を開設しています。

MMSニュースのバックナンバーも掲載しております。

本文（表紙含め）：12枚

平成27年度障害福祉サービス報酬改定速報3 「精神科に係る日中活動系サービス、訪問系サービス」

この速報では平成27年度障害福祉サービス報酬改定について告示（3月27日）等から精神科に係る主な改定内容を紹介いたします。詳細につきましては、告示・通知等でご確認下さい。

改定速報3では、精神科に係る日中活動系サービス（生活介護、短期移入所）及び訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護）の主な改定内容について紹介します。

《CONTENTS》～精神科に係る日中活動系サービス、訪問系サービス～

I. 日中活動系サービス

1. 生活介護サービス費……………2
2. 短期入所サービス費……………4

II. 訪問系サービス

1. 居宅介護サービス費……………6
2. 重度訪問介護サービス費……………8
3. 行動援護サービス費……………10

I. 日中活動系サービス

1. 生活介護サービス費

生活介護サービス費		改定前	改定後	算定要件等		
イ 生活介護サービス費	(1)	(一) 1,299単位/日	(一) 1,278単位/日 ↓	20人以下	区分6	支援内容に応じた評価を行うため、看護職員の配置について一部を加算で評価するとともに、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し（見直しに際しては、事業所規模等に配慮）
		(二) 981単位/日	(二) 959単位/日 ↓		区分5	
		(三) 703単位/日	(三) 680単位/日 ↓		区分4	
		(四) 634単位/日	(四) 610単位/日 ↓		区分3	
		(五) 583単位/日	(五) 559単位/日 ↓		区分2以下	
	(2)	(一) 1,170単位/日	(一) 1,139単位/日 ↓	21人以上40人以下	区分6	
		(二) 883単位/日	(二) 851単位/日 ↓		区分5	
		(三) 632単位/日	(三) 599単位/日 ↓		区分4	
		(四) 572単位/日	(四) 539単位/日 ↓		区分3	
		(五) 524単位/日	(五) 491単位/日 ↓		区分2以下	
	(3)	(一) 1,138単位/日	(一) 1,099単位/日 ↓	41人以上60人以下	区分6	
		(二) 854単位/日	(二) 816単位/日 ↓		区分5	
		(三) 604単位/日	(三) 568単位/日 ↓		区分4	
		(四) 538単位/日	(四) 502単位/日 ↓		区分3	
		(五) 494単位/日	(五) 459単位/日 ↓		区分2以下	
	(4)	(一) 1,090単位/日	(一) 1,045単位/日 ↓	61人以上80人以下	区分6	
		(二) 825単位/日	(二) 781単位/日 ↓		区分5	
		(三) 589単位/日	(三) 549単位/日 ↓		区分4	
		(四) 532単位/日	(四) 493単位/日 ↓		区分3	
		(五) 481単位/日	(五) 445単位/日 ↓		区分2以下	
(5)	(一) 1,076単位/日	(一) 1,028単位/日 ↓	81人以上	区分6		
	(二) 811単位/日	(二) 765単位/日 ↓		区分5		
	(三) 576単位/日	(三) 535単位/日 ↓		区分4		
	(四) 517単位/日	(四) 478単位/日 ↓		区分3		
	(五) 466単位/日	(五) 428単位/日 ↓		区分2以下		
ロ 基準該当生活介護サービス費	(I)	(1) 728単位/日	(1) 691単位/日			
	(II)	(2) 883単位/日	(2) 851単位/日			

(1) 基本報酬の見直し

平成27年度改定では、支援内容に応じた評価を行うため、基本報酬の中で行っていた看護職員の配置に対する評価については、その一部を加算で評価するとともに、経営の実態等を踏まえ、事業所規模や障害支援区分の高い利用者に配慮した上で基本報酬は引き下げられました。

精神科医療情報総合サイト「e-らぽ〜る」

生活介護サービス費	改定前	改定後	算定要件 等
開所時間減算	開所時間4時間未満の場合		開所時間4時間未満の区分の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設定
	所定単位数の20%減算	所定単位数の30%減算	
	新設	4時間以上6時間未満 所定単位数の15%減算	
常勤看護職員等配置加算	新設	+28単位/日 +19単位/日 +11単位/日 + 8単位/日 + 6単位/日	利用定員 20人以下 21人以上40人以下 41人以上60人以下 61人以上80人以下 81人以上 看護職員を常勤換算で1以上配置している事業所を評価
送迎加算	(I)+27単位/片道 新設	(I)+27単位/片道 (II)+13単位/片道	①1回の送迎に平均10人以上利用、かつ②週3回以上の送迎実施の場合 上記①又は②のどちらかを満たす場合
福祉専門職員配置等加算	新規	(I)+15単位/日	精神保健福祉士等を35%以上雇用している事業所
	(I)	(II)+10単位/日	精神保健福祉士等を25%以上雇用している事業所
	(II)	(III)+ 6単位/日	イ又はロに該当する事業所 イ：常勤職員割合75%以上、ロ：勤続年数3年以上の常勤職員30%以上
福祉・介護職員処遇改善加算	新設	(I)+所定点数0.031/月	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ(新)定量的要件に適合 ※1
	(I)	(II)+所定点数0.017/月	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件のいずれかに適合し、(旧)定量的要件に適合 ※2
	(II)	(III)+上記Ⅱ×0.9/月	福祉・介護職員処遇改善加算(II)の算定要件のうち、キャリアパス要件又は(旧)定量的要件のいずれかに適合しない場合
	(III)	(IV)+上記Ⅱ×0.8/月	福祉・介護職員処遇改善加算(II)の算定要件のうち、キャリアパス要件及び(旧)定量的要件のいずれにも適合しない場合

※1 指定障害者支援施設は総単位数の5%を加算

※2 指定障害者支援施設は総単位数の2.8%を加算

(2) 開所時間減算の見直し

生活介護はサービス提供実態が様々で開所時間にばらつきが見られることから、適正なサービス時間の評価を行うため、開所時間減算については、4時間未満の場合の減算率が所定単位数の20%から30%に見直され、さらに、4時間以上の開所時間に係る減算規定(4時間以上6時間未満の場合は所定単位数の15%を減算)が新設されました。

(3) 常勤看護職員等配置加算の新設

看護職員を常勤換算で1以上配置している事業所を評価する常勤看護職員等配置加算が新設され、利用定員に応じて1日6単位から28単位を算定することができます。

(4) 改定されたその他の加算

生活介護サービス費において改定されたその他の加算としては、送迎加算、福祉専門職員配置等加算、福祉・介護職員処遇改善加算となります。

精神科医療情報総合サイト「e-らぽ〜る」

詳細な改定内容については、MMSニュース No.122「平成 27 年度障害福祉サービス報酬改定速報 1」（送迎加算は 7 ページ、福祉専門職員配置等加算は 3 ページ、福祉・介護職員処遇改善加算は 2 ページ～3 ページ）を参照ください。

2. 短期入所サービス費

	改定前	改定後	算定要件等
福祉型短期入所サービス費(I) 《日中活動系サービスを併用する場合》	(1) 888単位/日	(1) <u>892単位/日</u>	障害支援区分6
	(2) 755単位/日	(2) <u>758単位/日</u>	障害支援区分5
	(3) 623単位/日	(3) <u>626単位/日</u>	障害支援区分4
	(4) 561単位/日	(4) <u>563単位/日</u>	障害支援区分3
	(5) 490単位/日	(5) <u>492単位/日</u>	障害支援区分1・2
福祉型短期入所サービス費(II) 《日中活動系サービスを併用しない場合》	(1) 580単位/日	(1) <u>582単位/日</u>	障害支援区分6
	(2) 508単位/日	(2) <u>510単位/日</u>	障害支援区分5
	(3) 306単位/日	(3) <u>307単位/日</u>	障害支援区分4
	(4) 231単位/日	(4) <u>232単位/日</u>	障害支援区分3
	(5) 165単位/日	(5) <u>166単位/日</u>	障害支援区分1・2

(1) 基本報酬の見直し

平成 27 年度改定では、サービスの適正実施の観点から、対象者が障害者である福祉型短期入所サービス費(I)《日中活動系サービスを併用する場合》及び福祉型短期入所サービス費(II)《日中活動系サービスを併用しない場合》の基本報酬が引き上げられました。

(2) 緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算の見直し

	改定前	改定後
緊急短期入所体制確保加算	算定要件	
	①利用定員の5%に相当する空床の確保・提供体制の整備	①利用定員の5%に相当する空床の確保・提供体制の整備
	②過去3か月の利用率が90%以上	②過去3か月の利用率が90%以上
	③連続する3月間算定がなかった場合は、続く3か月は算定不可	削除
緊急短期入所受入加算	1)介護者が急病等の場合 (利用開始日から7日又は14日を限度として算定)	1)介護者が急病等の場合 (<u>利用開始日に限り算定</u>)
	2)緊急短期入所体制確保加算を算定	削除
	3)連続する3月間算定がなかった場合は、続く3か月は算定不可	
	福祉型短期入所の場合	
	(I) +60単位/日	(I) <u>+120単位/日</u>
医療型単位移入所型の場合		
(II) +90単位/日	(II) <u>+180単位/日</u>	

短期入所における緊急時の円滑な受入れをさらに促進するため、緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算の算定要件が緩和されました。

精神科医療情報総合サイト「e-らぽ〜る」

また、緊急時の初期のアセスメントを手厚く評価する観点から、受入れ初日に対する評価の重点化を行うため、緊急短期入所受入加算（Ⅰ）は1日60単位から1日120単位に、緊急短期入所受入加算（Ⅱ）は1日90単位から1日180単位に、引き上げられ、利用開始日に限り算定することになりました。

短期入所サービス費	改定前	改定後	算定要件等	
医療連携体制加算	(Ⅰ)+500単位/日	(Ⅰ)+600単位/日	医療的ケアが必要な利用者への支援を強化するため、支援時間が日中活動系サービスと比較して長いこと等を勘案し、引き上げ	
	(Ⅱ)+250単位/日	(Ⅱ)+300単位/日		
重度障害者支援加算	+50単位/日	+50単位/日	強度行動障害を有する者への支援を強化するため、強度行動障害を有する者に対し、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が支援を行った場合	
	新設	一定の条件を満たす場合+10単位を追加で加算可		
単独型加算	+320単位/日	+320単位/日	単独型事業所の推進を図るため、単独型事業所について、利用者が日中活動を利用した日(入所日及び退所日を除く。)であって、短期入所事業所による支援が18時間を超える場合	
	新設	一定の条件を満たす場合+100単位を追加で加算可		
食事提供体制加算	+68単位/日	+48単位/日 ↓	食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、見直し	
	平成27年3月31日	平成30年3月31日	適用期限の延長	
福祉・介護職員処遇改善加算	新設	(Ⅰ)+所定点数0.124/月	単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にて行った場合	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ(新)定量的要件に適合
		(Ⅰ)+所定点数0.041/月	単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所にて行った場合	
		(Ⅰ)+所定点数0.054/月	単独型事業所でない指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業所にて行った場合	
		(Ⅰ)+所定点数0.031/月	単独型事業所において行った場合	

(3) 医療連携体制加算の見直し

医療的ケアが必要な利用者への支援を強化するため、短期入所における支援時間が日中活動系サービスと比較して長いこと等を勘案し、医療連携体制加算（Ⅰ）は1日500単位から1日600単位に、医療連携体制加算（Ⅱ）は1日250単位から1日300単位に、引き上げられました。

(4) 重度障害者支援加算の見直し

強度行動障害を有する者への支援を強化するため、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が強度行動障害を有する者に対して支援を行った場合は、重度障害者支援加算（1日50単位）に追加して1日10単位を加算することになりました。

(5) 単独型加算の見直し

単独型事業所の推進を図るため、単独型事業所について、利用者が日中活動を利用した日（入所日及び退所日を除く）に短期入所事業所による支援が18時間を超える場合は、単独型加算（1日320単位）に追加して1日100単位を加算することになりました。

(6) 改定されたその他の加算

短期入所サービス費において改定されたその他の加算としては、食事提供体制加算及び福祉・介護職員処遇改善加算となります。

詳細な改定内容については、MMSニュース No.122「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定速報1」（食事提供体制加算は6ページ、福祉・介護職員処遇改善加算は2ページ〜3ページ）を参照ください。

II. 訪問系サービス

1. 居宅介護サービス費

居宅介護サービス費	改定前	改定後	算定要件等
イ 居宅における身体介護	(1) 255単位/日	(1) <u>245単位/日</u> ↓	30分未満
	(2) 404単位/日	(2) <u>388単位/日</u> ↓	30分以上1時間未満
	(3) 587単位/日	(3) <u>564単位/日</u> ↓	1時間以上1時間30分未満
	(4) 670単位/日	(4) <u>644単位/日</u> ↓	1時間30分以上2時間未満
	(5) 753単位/日	(5) <u>724単位/日</u> ↓	2時間以上2時間30分未満
	(6) 836単位/日	(6) <u>804単位/日</u> ↓	2時間30分以上3時間未満
	(7) 919単位/日	(7) <u>884単位/日</u> ↓	3時間以上
	+83単位を加算	<u>+80単位を加算</u> ↓	30分増すごとに
ロ 通院等介助 (身体介護を伴う場合)	(1) 255単位/日	(1) <u>245単位/日</u> ↓	30分未満
	(2) 404単位/日	(2) <u>388単位/日</u> ↓	30分以上1時間未満
	(3) 587単位/日	(3) <u>564単位/日</u> ↓	1時間以上1時間30分未満
	(4) 670単位/日	(4) <u>644単位/日</u> ↓	1時間30分以上2時間未満
	(5) 753単位/日	(5) <u>724単位/日</u> ↓	2時間以上2時間30分未満
	(6) 836単位/日	(6) <u>804単位/日</u> ↓	2時間30分以上3時間未満
	(7) 919単位/日	(7) <u>884単位/日</u> ↓	3時間以上
	+83単位を加算	<u>+80単位を加算</u> ↓	30分増すごとに
ハ 家事援助	(1) 105単位/日	(1) <u>101単位/日</u> ↓	30分未満
	(2) 152単位/日	(2) <u>146単位/日</u> ↓	30分以上45分未満
	(3) 196単位/日	(3) <u>189単位/日</u> ↓	45分以上1時間未満
	(4) 237単位/日	(4) <u>229単位/日</u> ↓	1時間以上1時間15分未満
	(5) 274単位/日	(5) <u>264単位/日</u> ↓	1時間15分以上1時間30分未満
	(6) 309単位/日	(6) <u>298単位/日</u> ↓	1時間30分以上
	+35単位を加算	<u>+34単位を加算</u> ↓	15分増すごとに
	ニ 通院等介助 (身体介護を伴わない場合)	(1) 105単位/日	(1) <u>101単位/日</u> ↓
(2) 196単位/日		(2) <u>189単位/日</u> ↓	30分以上1時間未満
(3) 274単位/日		(3) <u>264単位/日</u> ↓	1時間以上1時間30分未満
(4) 344単位/日		(4) <u>331単位/日</u> ↓	1時間30分以上
+70単位を加算		<u>+67単位を加算</u> ↓	30分増すごとに
ホ 通院等乗降介助	101単位/日	<u>+97単位</u> ↓	

介護報酬改定の動向を踏まえ、
基本報酬を見直し

精神科医療情報総合サイト「e-らぽ〜る」

(1) 基本報酬の見直し

介護報酬改定の動向を踏まえ、居宅介護サービス費の基本報酬が引き下げられました。

居宅介護サービス費	改定前	改定後	算定要件等
特定事業所加算(Ⅳ)	新設	所定単位数の5%を加算	中重度の利用者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所を評価
サービス提供責任者の配置基準	利用者40人以上に対して1人以上	利用者50人以上に対して1人以上	利用者の情報の共有などサービス提供責任者が行う業務について効率化が図られている場合に、配置基準を緩和
福祉専門職員等連携加算	新設	+564単位/回	精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合を評価 サービス初日から起算して90日間で3回を限度
福祉・介護職員処遇改善加算	新設	(Ⅰ)+所定点数0.221/月	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ(新)定量的要件に適合
	(Ⅰ)	(Ⅱ)+所定点数0.123/月	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件のいずれかに適合し、(旧)定量的要件に適合
	(Ⅱ)	(Ⅲ)+上記Ⅱ×0.9/月	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の算定要件のうち、キャリアパス要件又は(旧)定量的要件のいずれかに適合しない場合
	(Ⅲ)	(Ⅳ)+上記Ⅱ×0.8/月	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の算定要件のうち、キャリアパス要件及び(旧)定量的要件のいずれにも適合しない場合

(2) 特定事業所加算(Ⅳ)の新設

介護報酬改定の動向を踏まえ、中重度の利用者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所は、所定単位数の5%を加算することができる特定事業所加算(Ⅳ)が新設されました。

特定事業所加算(Ⅳ)を算定するためには、以下の①～⑦のいずれにも適合することが必要となります。

- ① 事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該研修計画に従い、研修を実施又は実施予定
- ② 次の掲げる基準に従い、サービスを実施
 - ア 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催
 - イ サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業者から適宜報告
- ③ 事業所の全ての従業者に対し健康診断等を定期的実施
- ④ 緊急時等における対応方法が利用者に明示
- ⑤ 事業所が新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施
- ⑥ 人員基準に基づき、常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、基準により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置
- ⑦ 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者(障害児を除く。)の総数のうち、障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上

(3) サービス提供責任者の配置基準の見直し

介護報酬改定の動向を踏まえ、利用者の情報の共有などサービス提供責任者が行う業務について効率化が図られている場合に、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所は、サービス提供責任者の配置基準が「利用者40人に対して1人以上」から「利用者50人に対して1人以上」に緩和されました。

(4) 福祉専門職員等連携加算の新設

サービス提供責任者に係る障害特性の理解や医療機関等専門機関との連携、従業者への技術指導等の課題に対応するため、精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合は、新設された福祉専門職員等連携加算をサービス初日から起算して90日間で3回を限度に1回564単位を算定することができます。

(5) 改定されたその他の加算

居宅介護サービス費において改定されたその他の加算としては、福祉・介護職員処遇改善加算となります。

詳細な改定内容については、MMSニュース No.122「平成27年度障害福祉サービス報酬改定速報1」(福祉・介護職員処遇改善加算は2ページ～3ページ)を参照ください。

2. 重度訪問介護サービス費

	改定前	改定後	算定要件等		
重度訪問介護 サービス費	(1) 182単位/日	(1) <u>183</u> 単位/日	所要 時間	1時間未満	サービスの適正実施 の観点から基本報酬 を見直し
	(2) 272単位/日	(2) <u>273</u> 単位/日		1時間以上1時間30分未満	
	(3) 363単位/日	(3) <u>364</u> 単位/日		1時間30分以上2時間未満	
	(4) 454単位/日	(4) <u>455</u> 単位/日		2時間以上2時間30分未満	
	(5) 544単位/日	(5) <u>546</u> 単位/日		2時間30分以上3時間未満	
	(6) 634単位/日	(6) <u>636</u> 単位/日		3時間以上3時間30分未満	
	(7) 726単位/日	(7) <u>728</u> 単位/日		3時間30分以上4時間未満	
	(8) 811単位/日	(8) <u>813</u> 単位/日		4時間以上8時間未満	
	+85単位を加算	+85単位を加算		30分を増すごとに	
	(9) 1,491単位/日	(9) <u>1,493</u> 単位/日		8時間以上12時間未満	
	+85単位を加算	+85単位を加算		30分を増すごとに	
	(10) 2,161単位/日	(10) <u>2,168</u> 単位/日		12時間以上16時間未満	
	+80単位を加算	+80単位を加算		30分を増すごとに	
	(11) 2,182単位/日	(11) <u>2,814</u> 単位/日		16時間以上20時間未満	
	+86単位を加算	+86単位を加算		30分を増すごとに	
	(12) 3,494単位/日	(12) <u>3,496</u> 単位/日		20時間以上24時間未満	
+80単位を加算	+80単位を加算	30分増すごとに			

精神科医療情報総合サイト「e-らぽ〜る」

(1) 基本報酬の見直し

平成 27 年度改定では、サービスの適正実施の観点から重度訪問介護サービス費の基本報酬が引き上げられました。

重度訪問介護サービス費	改定前	改定後	算定要件 等
障害支援区分6	+7.5/100を加算	+8.5/100を加算	重度障害者に対する支援を強化するため、現行の障害支援区分6の利用者に対する評価を充実
行動障害支援連携加算	新設	+584単位/回 (サービス初日から起算して30日間で1回を限度)	サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行った場合を評価
特定事業所加算	算定要件の見直し		<ul style="list-style-type: none"> 平成27年3月31日までとなっている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を廃止 新たに実務経験(重度訪問介護従業者として6,000時間以上)規定を設定
福祉・介護職員処遇改善加算	新設	(I)+所定点数0.140/月	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ(新)定量的要件に適合
	(I)	(II)+所定点数0.078/月	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件のいずれかに適合し、(旧)定量的要件に適合
	(II)	(III)+上記Ⅱ×0.9/月	福祉・介護職員処遇改善加算(II)の算定要件のうち、キャリアパス要件又は(旧)定量的要件のいずれかに適合しない場合
	(III)	(IV)+上記Ⅱ×0.8/月	福祉・介護職員処遇改善加算(II)の算定要件のうち、キャリアパス要件及び(旧)定量的要件のいずれにも適合しない場合

(2) 重度障害者への支援の充実

重度障害者に対する支援を強化するため、障害支援区分6の利用者に対する評価の充実が図られ、障害支援区分6に該当する場合は「100分の7.5に相当する単位数を所定単位数に加算」から「100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算」に引き上げられました。

(3) 行動障害支援連携加算の新設

平成 27 年度改定では行動障害支援連携加算が新設され、サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行った場合は、サービス初日から起算して 30 日間で 1 回を限度として 1 回 584 単位数を算定することができます。

(4) 特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し

平成 27 年 3 月 31 日までの間は、特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置である「当該指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者のうち重度訪問介

精神科医療情報総合サイト「e-らぽ〜る」

護従業者として 3,000 時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有するサービス提供責任者の占める割合が 50%以上である場合は当該基準に適合するものとみなす。」は当該経過措置を設けてから 6 年が経過したことを踏まえ、廃止されました。

なお、重度訪問介護従業者については、実務経験もサービス提供を行う上で重要であることに鑑み、新たに「6,000 時間以上の重度訪問介護の実務経験を有する者」が重度訪問介護従業者の対象者に追加されました。

(5) 改定されたその他の加算

重度訪問介護サービス費において改定されたその他の加算としては、福祉・介護職員処遇改善加算となります。

詳細な改定内容については、MMS ニュース No.122「平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定速報 1」(福祉・介護職員処遇改善加算は 2 ページ～3 ページ)を参照ください。

3. 行動援護サービス費

	改定前	改定後	算定要件 等	
行動援護サービス費	(イ) 252単位/日	(イ) <u>253</u> 単位/日	30分未満	所要時間 サービスの適正実施の観点から基本報酬を見直し
	(ロ) 400単位/日	(ロ) <u>401</u> 単位/日	30分以上1時間未満	
	(ハ) 582単位/日	(ハ) <u>584</u> 単位/日	1時間以上1時間30分未満	
	(ニ) 729単位/日	(ニ) <u>731</u> 単位/日	1時間30分以上2時間未満	
	(ホ) 876単位/日	(ホ) <u>879</u> 単位/日	2時間以上2時間30分未満	
	(ヘ) 1,024単位/日	(ヘ) <u>1,027</u> 単位/日	2時間30分以上3時間未満	
	(ト) 1,171単位/日	(ト) <u>1,175</u> 単位/日	3時間以上3時間30分未満	
	(チ) 1,319単位/日	(チ) <u>1,323</u> 単位/日	3時間30分以上4時間未満	
	(リ) 1,467単位/日	(リ) <u>1,472</u> 単位/日	4時間以上4時間30分未満	
	(ヌ) 1,614単位/日	(ヌ) <u>1,619</u> 単位/日	4時間30分以上5時間未満	
	(ル) 1,761単位/日	(ル) <u>1,767</u> 単位/日	5時間以上5時間30分未満	
	(ヲ) 1,909単位/日	(ヲ) <u>1,915</u> 単位/日	5時間30分以上6時間未満	
	(ワ) 2,056単位/日	(ワ) <u>2,063</u> 単位/日	6時間以上6時間30分未満	
	(カ) 2,204単位/日	(カ) <u>2,211</u> 単位/日	6時間30分以上7時間未満	
(コ) 2,352単位/日	(コ) <u>2,360</u> 単位/日	7時間以上7時間30分未満		
(ク) 2,498単位/日	(ク) <u>2,506</u> 単位/日	7時間30分以上		
支援計画シート等が未作成の場合の減算	新設	所定単位数の5%を減算	・「支援計画シート」・「支援手順書兼記録用紙」の作成を必須化するとともに、未作成の場合の減算を創設 ・必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設定	

精神科医療情報総合サイト「e-らぽ〜る」

(1) 基本報酬の見直し

平成 27 年度改定では、サービスの適正実施の観点から行動援護サービス費の基本報酬が引き上げられました。

(2) 「支援計画シート等が未作成の場合の減算」の新設

行動障害を有する者の支援に当たっては、関係者間で情報を共有し、一貫性のある支援を行うことが重要なことから、支援計画シート等の作成を必須化するとともに、未作成の場合の減算が新設されました。

「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合は、所定単位数の 5% が減算されます。なお、必須化に当たっては、平成 30 年 3 月 31 日までの間は経過措置期間で、支援計画シートが未作成の場合であっても減算されません。

行動援護サービス費	改定前	改定後	算定要件 等
行動障害支援 指導連携加算	新 設	273単位/回 (重度訪問介護移行日が属する月に1回を限度)	支援計画シート等の作成者が重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合を評価
特定事業所加算 (サービス提供責任者に 係る算定要件の経過措 置)	平成27年3月31日までは、指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が、指定居宅介護等従業者で、行動援護従業者養成研修課程を修了している場合は、当該基準に適合	平成27年3月31日までとなっている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を廃止	平成27年4月1日以降は、指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧1級課程修了者であること
行動援護ヘルパー 及びサービス提供責任者	要件の見直し		<ul style="list-style-type: none"> 行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験の短縮を図りつつ、ヘルパーについては現行の30%減算の規定を廃止 行動援護従業者養成研修の必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設定
特定事業所加算 (IV)	新 設	所定単位数の5%を加算	中重度の利用者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所を評価
サービス提供責任者の 配置基準	利用者40人に対して 1人以上	利用者50人に対して 1人以上	利用者の情報の共有などサービス提供責任者が行う業務について効率化が図られている場合に、配置基準を緩和
福祉・介護職員 処遇改善加算	新 設	(I) + 所定点数0.185/月	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ(新)定量的要件に適合
	(I)	(II) + 所定点数0.103/月	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件のいずれかに適合し、(旧)定量的要件に適合
	(II)	(III) + 上記II × 0.9/月	福祉・介護職員処遇改善加算(II)の算定要件のうち、キャリアパス要件又は(旧)定量的要件のいずれかに適合しない場合
	(III)	(IV) + 上記II × 0.8/月	福祉・介護職員処遇改善加算(II)の算定要件のうち、キャリアパス要件及び(旧)定量的要件のいずれにも適合しない場合

(3) 行動障害支援指導連携加算の新設

行動障害を有する者に対して適切な支援を行うため、支援計画シート等の作成者が重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合は、平成 27 年度改定で新設された行動障害支援指導連携加算（1 回 273 単位）を重度訪問介護移行日が属する月に 1 回を限度として算定することができます。

(4) 特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し

当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者は 3 年以上の実務経験を有する介護福祉士又は 5 年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧 1 級課程修了者であることが必要です。

ただし、平成 27 年 3 月 31 日までの間は、特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置において、「当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が、指定居宅介護等従業者であって行動援護従業者養成研修課程を修了している場合は、当該基準に適合する」ことになっていますが、当該経過措置を設けてから 6 年が経過したことを踏まえ、廃止されました。

(5) 行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し

ヘルパー及びサービス提供責任者の更なる資質の向上を図るため、行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験の短縮を図りつつ、ヘルパーについては「行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に 1 年以上の従事経験を有するものに対する 30%減算」の規定が廃止されました。

なお、行動援護従業者養成研修の必須化は、平成 30 年 3 月 31 日までの間、経過措置期間となっています。

(6) 改定されたその他の事項

行動援護サービス費において改定されたその他の加算としては、特定事業所加算(IV)、サービス提供責任者の配置基準の見直し、福祉・介護職員処遇改善加算となります。

詳細な改定内容については、居宅介護サービス費の項目（特定事業所加算(IV)は 7 ページ、サービス提供責任者の配置基準の見直しは 8 ページ）と MMS ニュース No. 122「平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定速報 1」（福祉・介護職員処遇改善加算は 2 ページ～3 ページ）を参照ください。

以上